

『阿弥陀経』における「信受我語」の文について

畠 部 俊 英

はじめに

鳩摩羅什訳『阿弥陀経』⁽¹⁾（以下『阿弥陀経』という。402年訳出⁽²⁾）は、先ず極楽国土とそこに住する阿弥陀仏をはじめとする声聞・菩薩などの聖衆が讚歎される。そして、このことを聞く衆生たちは、極楽国土へ生まれたいと願う心を発させと、極楽国土に対する願生心の発起が勧められる⁽³⁾。

次に、少善根福德の因縁ではその極楽国土へ往生することはできないとして、一日乃至七日、一心不乱に名号を執持することによって、臨終の人の前に阿弥陀仏が聖衆たちとともに現れ、その人は心が顛倒することなく、往生することができると説かれる。そして、もし以上のことを見くなれば、衆生たちは極楽国土へ生まれたいと願う心を発させと、再び極楽国土に対する願生心の発起が勧められる。

続いて、いわゆる六方段という箇所に入る。『阿弥陀経』の説主である釈尊によって「如我今者讚歎阿弥陀仏不可思議功德、東方…」（われいま阿弥陀仏の不可思議の功德を讚歎するがごとく、東方に…）というように順次、東方、南方、西方、北方、下方、上方の六方の仏国土にいる、主だった諸仏の名を挙げて、それらの恒河沙数の諸仏が、「汝等衆生、當信是称讚不可思議功德・一切諸仏所護念経」（なんじら衆生、まさにこの〈称讚不可思議功德〉・〈一切諸仏所護念〉経を信ずべし）と、この『阿弥陀経』を二つの名に呼び変えて称讚し、信を勧めていると、説かれる。そして、〈一切諸仏所護

念〉経と名づける理由が説明される。宋、元、明、高麗版などの大蔵經所収の「『阿弥陀経』（いわゆる「蔵経本」）によれば、「聞是経受持者及聞諸仏名者」⁽⁴⁾（この経を聞いて受持せん者および諸仏の名を聞く者）たちとあって、それらの善男子・善女人たちはみな、諸仏によって護念され、阿耨多羅三藐三菩提に対して退転しない者たちとなるからであると述べられ、もう一度、極楽国土への願生心の発起が勧められる。それに続いて、

是故舍利弗、汝等皆當信受我語及諸仏所說。

（このゆえに舍利弗、なんじら、みなまさにわが語（ことば）および諸仏の所說を信受すべし。）

と述べられる。『阿弥陀経』をこのように説いてきた釈尊は、自らの「我語」（わが語）と六方段における「諸仏所說」（諸仏の所說）を信受すべしと重ねて信を勧めるのである。この釈尊と諸仏とが共に極楽国土と阿弥陀仏を讃歎するという関係が、さらに釈尊が諸仏の不可思議の功德を称讃し、諸仏が釈尊の不可思議の功德を称讃するという、互讃ということになって、『阿弥陀経』はいわゆる流通分を迎えるのである。

1

この「汝等皆當信受我語及諸仏所說」（なんじら、みなまさにわが語および諸仏の所說を信受すべし）の箇所（本稿ではこの箇所を「信受我語」の文という）は、玄奘訳『称讚淨土仏攝受經』⁽⁵⁾（以下『称讚淨土經』という。650年訳出⁽⁶⁾）では、「汝等有情、一切皆應信受領解我及十方仏・世尊語」（なんじら有情、一切みなまさにわれおよび十方の仏・世尊の語を信受し領解すべし）とあって、『阿弥陀経』とほぼ同じように訳されている。

これに対して、梵文『阿弥陀経』（*Smaller Sukhāvatī-vyūha*）の相応箇所では、

『阿弥陀経』における「信受我語」の文について

tasmāt tarhi Śāriputra śraddadhādhvam̄ pattiyaṭhāvakalpayatha mama ca teṣāṁ ca buddhānāṁ bhagavatām.⁽⁷⁾

(それゆえに、シャーリプトラよ、ここで [そなたたちは] わたくし (mama) とかれら仏・世尊たちとを (teṣāṁ buddhānāṁ bhagavatām) 信ぜよ (śraddadhādhvam̄)、信受せよ (pattiyaṭha)、信頼せよ (avakalpayatha)。)

一藤田宏達訳 『阿弥陀経』(極楽の莊嚴) (以下『藤田訳』) という。藤田宏達 『阿弥陀経講究』253 頁)一)

とある (『藤田訳』の中の梵語の挿入は筆者による。なお、本稿において取り上げる梵文ならびにパーリ文の和訳については、これまでどのように和訳されてきたかを見ていきたいので、筆者の訳ではなく、他の訳者の訳文を引用させていただく。したがって、訳者によって訳語が異なる場合がある。)。

この梵文には『阿弥陀経』における「我語」の「語」と「諸仏所説」の「所説」、『称讚淨土經』における「我及十方仏・世尊語」の「語」に該当する言葉がなく、「mama ca teṣāṁ ca buddhānāṁ bhagavatām’ とある。文法の用語で表せば、この箇所は所有格 (G.) であるが、「わたくしとかれら仏・世尊たちとを」とあって、目的格 (Ac.) のように訳されている。それは、上にあげた梵文における ‘śraddadhādhvam̄ pattiyaṭhāvakalpayatha’ (信ぜよ、信受せよ、信頼せよ) とある動詞によるのである。‘śraddadhādhvam̄’ (信ぜよ) の語根の ‘Śrad-√ dhā’ は、モニエル (M. Monier-Williams) の『梵英辞典』 (Sanskrit-English Dictionary) によれば、‘to believe or have faith in or be true to (with dat., and in later language with gen. of thing or person, or with loc. of thing), RV. & c. & c.’ とあり⁽⁸⁾、荻原雲来編・辻直四郎協力『漢訳対照 梵和大辞典』(増補改訂版、以下『梵和大辞典』) という) によれば、「[為]；[属]においてはまた人または事物の [属]、事物の [於]」を信頼する・頼る・(誰かある人を) 信するま

たは信仰する」とあり⁽⁹⁾、所有格を目的格のように訳すことが認められている。また、仏教梵語の用語である ‘avakalpayatha’（信頼せよ）については、エジャートン（F. Edgerton）の『仏教混淆梵語辞典』（*Buddhist Hybrid Sanskrit Dictionary*）の ‘avakalpayati’ の項によれば、‘has confidence in, puts faith in, synonym of śrad-dhā, as also in Pali, with gen. of person, acc. of thing’ とある⁽¹⁰⁾。また、パーリの『相應部』（*Samyutta-Nikāya*）12・51において、

Saddahatha me tam bhikkhave adhimuccatha…⁽¹¹⁾

（比丘らよ、[そなたたちは] このわたくしを（me）信ぜよ、信解せよ、…。

—藤田宏達「原始仏教における信」（仏教思想 11『信』135 頁）—）

という、上にあげた梵文『阿弥陀經』の箇所と似た文の中で、「mama’ が ‘me’ となっているが、やはり所有格で表され、目的格のように訳されている。水野弘元博士の『パーリ語文法』において、「動詞の中には、Ac. の代わりに、G. を取るものがある。特に激しい情緒を表わす動詞が多い。…例… mā me kujjha. 私を怒る勿れ…」とある⁽¹²⁾。したがって、「mama ca teśām ca buddhānām bhagavatām’ の箇所が所有格で表わされ、目的格のように「わたくしとかれら仏・世尊たちとを」と訳されていても、文法的には問題はないのである。しかし、問題が残っている。なぜ鳩摩羅什は「汝等皆当信受我語及諸仏所説」（なんじら、みなまさにわが語および諸仏の所説を信受すべし）と訳し、または玄奘は「汝等有情、一切皆應信受領解我及十方仏・世尊語」（なんじら有情、一切みなまさにわれおよび十方の仏・世尊の語を信受し領解すべし）というように訳したのか、ということである。六方段が終わったところで、梵文和訳において「ここで [そなたたちは] わたくしとかれら仏・世尊たちとを信ぜよ」と訳されるのは、文法的には問題はなくとも、意味とか文脈とかという点から見てみると、何か唐突な感じがしないでない。六方段（『称讚淨土經』では十方段）の所説までを受けて、「汝等皆

『阿弥陀経』における「信受我語」の文について

当信受我語及諸仏所説 あるいは「汝等有情、一切皆應信受領解我及十方仏・世尊語」とあるほうが、意味が明瞭となり、文脈も自然のように筆者には思われるが、このことが問題にされたことはないようである。そこで、〈法華經〉には「信受我語」の文によく似た文が数か所に見出されるので、その梵文、チベット語訳、竺法護訳『正法華經』(286年訳出⁽¹³⁾)、および鳩摩羅什訳『妙法蓮華經』(以下『法華經』という。406年訳出⁽¹⁴⁾)より、それぞれ四つの箇所を取り出し、この点について検討してみたい。

2

〈法華經〉

(1) 梵文・第2章・「巧妙な方便」

śraddadhata me Śāriputra… |⁽¹⁵⁾

(舍利弗よ、そなたちは私を(me)信するがよい。

一中村瑞隆訳『現代語訳 法華經』(以下『中村訳』という)上、39頁—)

(1) チベット語訳・第2章・「巧妙な方便」

śā riḥi bu ḥa la yid ches par gyis śig… |⁽¹⁶⁾

(舍利弗よ、われを(na la)信ぜよ。)

(1) 『正法華經』卷第一・「善權品」

爾等當信如來誠諦所說深經⁽¹⁷⁾。

(なんじらまさに如來誠諦の所說の深經を信すべし。)

一
八
二

(1) 『法華經』卷第一・「方便品」

舍利弗、汝等當信仏之所說、…⁽¹⁸⁾。

畠 部 俊 英

(舍利弗よ、汝等は、當に仏の説く所を信ずべし、…。

—坂本幸男訳注『法華經』(岩波文庫、以下『坂本訳』という)(上)、88
頁—)

これら(1)の箇所を対照してみると、梵文和訳では「そなたちは私を信ずるがよい」とあり、チベット語訳も目的格助辞 ‘la’ を用いて「われを信ぜよ」とあるが、漢訳の『正法華經』では「爾等當信如來誠諦所說深經」、また『法華經』では「汝等當信佛之所說」とあることが分かる。

(2) 梵文・第2章・「巧妙な方便」

śraddadadhāhvam me Śāriputra pattiyatāvakalpayata |⁽¹⁹⁾

(舍利弗よ、そなたちは私を(me)堅く信じ、信受し、信解しなさい。

—『中村訳』上、44頁—)

(2) チベット語訳・第2章・「巧妙な方便」

śā rihi bu na la dad par gyis śig yid ches par gyis śig rtogs par gyis
śig |⁽²⁰⁾

(舍利弗よ、われを(na la)信ぜよ、信受せよ、信頼せよ。)

(2) 『正法華經』卷第一・「善權品」

然後、於彼乃當篤信⁽²¹⁾。

(しかる後、かれにおいてすなわちまさに篤く信ずべし。)

(2) 『法華經』卷第一・「方便品」

一八一 舍利弗、汝等當一心信解受持仏語⁽²²⁾。

(舍利弗よ、汝等は、正に一心に信解して、仏語を受持すべし。

—『坂本訳』(上)、100頁—)

(2)の梵文は、『阿弥陀經』の「信受我語」の文に対応する、梵文『阿弥陀經』

『阿弥陀経』における「信受我語」の文について

の箇所とほとんど同じ文である。この梵文『阿弥陀経』の箇所が、オックスフォード本などでは、「śraddadhādhvam̄ pratiyatha mākāñkṣayatha’⁽²³⁾（信ぜよ、信受せよ、疑ってはならない）となっているが、安堵極楽寺本、石山寺本、法護本、光覚本によって藤田博士は‘śraddadhādhvam̄ pattiyaθā vakalpayatha’（信ぜよ、信受せよ、信頼せよ）と修正された⁽²⁴⁾。これによつて、この箇所が〈法華経〉の(2)の梵文と共に表現であることが明らかとなつた。

さて、この(2)の箇所において、『中村訳』では、「舍利弗よ、そなたたちは私を堅く信じ、信受し、信解しなさい」とあり、チベット語訳では、「舍利弗よ、われを信ぜよ、信受せよ、信頼せよ」とあり、『正法華経』では、「然後、於彼乃當篤信」とある。これに対して、『法華経』では、「汝等當一心信解受持仏語」とあり、これは『坂本訳』では「汝等は、正に一心に信解して、仏語を受持すべし」とあるが、「なんじらは、まさに一心に仏語を信解し、受持すべし」とも読める。この文には、梵文やチベット語訳にはない「語」という言葉がある。これは鳩摩羅什という同じ訳出者による『阿弥陀経』の「信受我語」の文に「語」と「所説」という言葉があるのと同じ訳し方であり、梵文にはない言葉である。

(3) 梵文・第3章・「譬喻」

tatra Śāriputra ye sattvāḥ paññita-jātiyā bhavanti te tathāgatasya loka-pitur abhiśraddadhanti |⁽²⁵⁾

（その場合、舍利弗よ、賢明な（内有智性）衆生たちは、世の父である如来の（tathāgatasya loka-pitur）所説を信受する。

—『中村訳』上、80頁—

一八〇

(3) チベット語訳・第3章・「譬喻」

śā riḥi bu de la sems can gañ mkhas par hgyur* ba de dag ni de bshin

gśegs ba h̄jig rten gyi pha la mñon par yid ches par h̄gyur ro |⁽²⁶⁾

* P. には h̄gyur はあるが、N., D., C., L. では gyur である。

(舍利弗よ、その場合、賢明である衆生たちは、世の父である如来を
(de bshin gśegs ba h̄jig rten gyi pha la) 信するであろう。)

(3) 『正法華經』卷第二・「應持品」

如來出世、有信樂者、樂佛法教⁽²⁷⁾。

(如來出世して、信樂ある者は、仏の法教を樂う。)

(3) 『法華經』卷第二・「譬喻品」

舍利弗、若有衆生、内有智性、從仏世尊、聞法信受、…⁽²⁸⁾。

(舍利弗よ、若し衆生有りて、内に智性あり、仏・世尊より法を聞きて
信受し、…。

—『坂本訳』(上)、176 頁—

(3)の梵文における ‘abhiśraddadhanti’ には、‘abhi-’ という接頭辞が付
いているから、「特に勝れて深い信を表わすものとも解されるが、しかし一
般には śraddhā とほとんど同じ意味で使われるものであり」と指摘されて
いるように⁽²⁹⁾、普通の「信ずる」という語であり、エージャントンも ‘abhi-
śraddadhāti, °dadhati’ の項において、‘believes, with gen. of person, acc.
of thing (as in Pali)’ と述べている⁽³⁰⁾。したがって、この(3)の梵文はその
場合、「舍利弗よ、賢明な衆生たちは、世の父である如來を信ずる」と訳す
ことができる。チベット語訳はそのように訳している。しかし、『中村訳』
はそのように訳していないのである。「世の父である如來の所説を信受する」
と、「所説を」という語を加えて訳している。このことについて、『中村訳』
は「後注」において、次のように述べている。

K 本・G1 本・T 訳は「世の父である如來を信ずる」とあり、P 本は

『阿弥陀経』における「信受我語」の文について

「世の父である如来の所説を信受する」とある。什訳は「従仏世尊 聞法信受」、護訳は「樂仏法教」。両漢訳の意により P 本をとる⁽³¹⁾。

すなわち P 本とはペトロフスキイによって収集されたカシュガル本のことである。そのローマ字改訂本を見てみると、「tathāgatasya lokapituru bhāśitam abhiśraddadhāsyamti」⁽³²⁾（世の父である如来の所説を（bhāśitam）信するであろう）とあって、「bhāśitam」（所説を）という語が確かに見出される。したがって、当然のことながら、「tathāgatasya lokapituru」（世の父である如来の）という語は「bhāśitam」にかかる普通の所有格であって、目的格のようにみなされることはない。なお、上で取り上げた(1)と(2)の梵文の箇所に該当する P 本の箇所には「bhāśita」または「bhāśita」に類する語はない。『法華経』の(1)の箇所には「仏之所説」、そして(2)の箇所には「仏語」という言葉があることは既に見てきた。鳩摩羅什は、言葉を補って訳したのであろうか、それとも彼の用いた原本には、(3)の箇所に、対応する P 本の文と同じように、「bhāśita」または「bhāśita」に類する語があったのであろうか。あるいは、鳩摩羅什は他の何らかの理由によって、このように訳したのであろうか。

(4) 梵文・第5章・「薬草」

sa ca jāty-andhaḥ puruṣas teśāṁ puruṣāṇāṁ na śraddadhyān
noktaṁ grhṇīyat |⁽³³⁾

（しかし、その生まれつき盲目の人はこれらの人々を（teśāṁ puruṣā-
nām）信用せず、その言うことを認めないのであろう。

—『中村訳』上、130 頁—)

一七八

(4) チベット語訳・第5章・「薬草」

mi dmus loṇ de mi de dag la yid mi ches ūiṇ smsas pa bshin mi ḥdsin
to |⁽³⁴⁾

(その生まれつき盲目の人はこれらの人々を (mi de dag la) 信用せず、
言わされたように受け取らないであろう。)

(4) 『正法華經』卷第三・「薬草品」

有對說者、其人不信⁽³⁵⁾。

(對說する者あれども、その人は信ぜず。)

(4) 参考・闍那崛多・笈多共訳『添品妙法蓮華經』(601年訳出⁽³⁶⁾) 卷第三・「薬草喻品」

生盲丈夫、雖聞其説、而不信受⁽³⁷⁾。

(生盲の丈夫、その説くことを聞くといえども、信受せず。)

この(4)の梵文和訳も、チベット語訳も「その生まれつき盲目の人はこれらの人々を信用せず」とある。梵文の「これらの人々を」にあたる箇所は所有格であるが、前述したように、目的格として訳すことができるので、文法上、何も問題はないのであるが、文の意味、または文脈から見てみると、はたして、「これらの人々を信用せず」と訳すべきか、それとも「これらの人々の〔所説を〕信用せず」と訳すべきか、の問題に行き当たる。この文の直前に次のような箇所がある。『中村訳』によって見てみよう。

迦葉よ、たとえば生まれつき盲目の人はこのように言うであろう。「好い色のものも、悪い色のものもない。好い色のものと悪い色のものをよく見る人々もいない。太陽も月もなく、星座もなく、遊星もなく、遊星をよく見る人々もいない」と。そこで、他の人々は、その生まれつき盲目の人の前でこのように言うであろう。「好い色のものも、悪い色のものもあり、好い色のものと悪い色のものをよく見る人々もいる。太陽も月もあり、星座もあり、遊星もあり、遊星をよく見る人々もいる」と。しかし、その生まれつき盲目の人はこれらの人々を信用せず、その言うことを認めないで

『阿弥陀経』における「信受我語」の文について

あろう⁽³⁸⁾。

この意味、または文脈から見ると、これは、「その生まれつき盲目の人はこれらの人々を信用せず」ではなく、「これらの人々の〔所説を〕信用せず」ということであろうと思われる。実は、〈法華經〉の梵文写本には ‘bhāṣita’ という語が入っているものがある。ギルギット写本の“GROUP A” のローマ字本である渡辺本には、次のようにある。

na ca teṣāṁ puruṣāṇṇāṁ bhāṣitāṁ śraddadhyān noktam gr̥hṇīḥd*
[]⁽³⁹⁾

* Read °yāt.

((生まれつき盲目の人は…）これらの人々の所説を (teṣāṁ puruṣāṇṇāṁ bhāṣitāṁ) 信用せず、その言葉を認めないであろう。)

以上のことから、次のように言うことができる。梵文『阿弥陀経』において「[そなたたちは] わたくしとかれら仏・世尊たちとを信ぜよ、信受せよ、信頼せよ」とある文も、鳩摩羅什が「是故舍利弗、汝等皆当信受我語及諸仏所説」と訳しているように、また玄奘が「是故舍利子、汝等有情一切皆應信受領解我及十方仏・世尊語」と訳しているように、六方段（十方段）までの所説を受けて「[そなたたちは] わたくしとかれら仏・世尊たちの〔所説を〕信ぜよ、信受せよ、信頼せよ」と訳すほうがよいように思う。とは言っても、どんな場合でも「所説を」という語を補ったほうがよいと言うのではない。それぞれの文の意味、あるいは文脈にしたがって、「わたくしとかれら仏・世尊たちの〔所説を〕信ぜよ」というように訳すほうがよい場合と、「わたくしとかれら仏・世尊たちとを信ぜよ」というように訳すほうがよい場合とがあるということである。

小品系〈般若經〉

モニエルの『梵英辞典』の‘Śraddhā’の項には、梵文『ディヴィヤーヴァダーナ』(Divyāvadāna) の用語として、“śraddhayā √gam, ‘to believe in, with gen.’”とあるが⁽⁴⁰⁾、『梵和大辞典』の‘śraddhā’の項には、小品系〈般若經〉の梵文『八千頌般若經』(Aṣṭasāhasrikā Prajñāpāramitā) と、その漢訳の用例として、「na parasya ~ ayā gacchati 不信他語、不隨他語」とある⁽⁴¹⁾。この‘śraddhayā √gam’（信する）という語も、上で見てきたように梵文『阿弥陀經』や梵文『法華經』の‘śrad-√dhā’（信する）などの語と同じく、「他人を信じない」と訳しても問題はないのであるが、漢訳の用例には「不信他語、不隨他語」とあって、「語」という言葉がある。すれば、鳩摩羅什の漢訳した『阿弥陀經』や『法華經』の訳し方と同じである。漢訳の小品系〈般若經〉は、古訳から新訳に至るまでいくつかが存在する。そこで、梵文『八千頌般若經』の‘na parasya śraddhayā gacchati’の箇所が、それらの漢訳經典において、どのように訳されているかを見てみよう。

(1) 梵文・第15章・「神々」

kaccit Subhūte bodhisattvo mahāsattvo 'syām gambhirāyām prajñā-pāramitāyām nābhiniveśam karoti kaccit para-bhaṇitāni para-mantritāni nābhiniviśate | kaccit bodhisattvo mahāsattvo na parasya śraddhayā gacchati |⁽⁴²⁾

(というのは、スブーティよ、菩薩大士はこの意味深い知恵の完成にけっして執着しないからであり、他人の語ったこと、他人の忠告したことにはけっして執着しないからである。さらに、菩薩大士は他人を信じこんで

『阿弥陀経』における「信受我語」の文について

行動することはけっしてない (kaccit bodhisattvo mahāsattvo na parasya śraddhayā gacchati)。

一梶山雄一・丹治昭義訳『八千頌般若経』(以下『梶山・丹治訳』といふ、「大乗仏典」3) II、76-77頁—)

(1) 支婁迦讃訳『道行般若経』(以下『道行』といふ。179年訳出⁽⁴³⁾) 卷第五・「分別品」

菩薩於深般若波羅蜜中無所適著。終不隨他人語⁽⁴⁴⁾。

(菩薩は般若波羅蜜のなかにおいて適著するところなし。ついに他人の語に随わず。)

(1) 支謙訳『大明度経』(以下『大明度』といふ。222-253年訳出⁽⁴⁵⁾) 卷第四・「分別品」

闡士於明度中無所適著。終不隨凡夫語⁽⁴⁶⁾。

(闡士は明度のなかにおいて適著するところなし。ついに凡夫の語に随わず。)

(1) 鳩摩羅什訳『小品般若波羅蜜経』(以下『小品』といふ。408年訳出⁽⁴⁷⁾) 卷第六・「大如品」

(阿惟越致菩薩) 若不貧著般若波羅蜜、不隨他言論有所慾望⁽⁴⁸⁾。

((阿惟越致菩薩は) もし般若波羅蜜に貧著せざれば、他の言論に随って慾望するところあらず。)

(1) 玄奘訳『大般若波羅蜜多経』(以下『大般若』といふ。663年訳出⁽⁴⁹⁾) 卷第五百四十八・第四分「天讚品」

復次、善現、諸有不退転菩薩摩訶薩不執他語、…、非但信他而有所作⁽⁵⁰⁾。

(また次に、善現、あらゆる不退転の菩薩摩訶薩は他の語を執せず、…、但だ他を信じて所作あるにあらず。)

(1) 施護訳『仏母出生三法藏般若波羅蜜多經』(以下『仏母』)という。1004年訳出⁽⁵¹⁾ 卷第十五・「賢聖品」

若有菩薩摩訶薩、於此甚深般若波羅蜜多不生貪著、無所希望、亦復不隨他所言論、…⁽⁵²⁾。

(もし菩薩摩訶薩ありて、この甚深の般若波羅蜜多において貪著を生ぜず、希望するところなく、また他の言論するところに随わざれば、…。)

梵文の ‘na parasya śraddhayā gacchati’ の文を含む ‘kaccit bodhisattvo mahāsattvo na parasya śraddhayā gacchati’ の箇所は、『梶山・丹治訳』では「菩薩大士は他人を信じこんで行動することはけっしてない」と訳されているが、漢訳の最古訳である『道行』では「(菩薩) 終不隨他人語」とあり、『大明度』では「(闍士) 終不隨凡夫語」、鳩摩羅什訳の『小品』では「(阿惟越致菩薩) 不隨他言論有所慾望」、宋訳の『仏母』では「(若有菩薩摩訶薩) 亦復不隨他所言論」とあり、「語」あるいは「言論」という言葉が付いている。これは、前述したように、『阿弥陀経』や『法華経』の訳し方と同じである。ただし、『大般若』では「非但信他而有所作」とある。

(2) 梵文・第17章・「不退転の（菩薩の）形狀とするしと証拠」

sacet punah Subhūte bodhisattvo mahāsattvo na kṣubhyati na calati* śrutvā 'picemām vācam Mārasya pāpiyasaḥ … na parasya śraddhayā gacchati |⁽⁵³⁾

*W om. na calati.

(けれども、スブーティよ、邪惡な魔のこのことばを聞いても、もし菩薩大士（の心）がゆれず、動かないならば、…他人を信じていきはしない。

『阿弥陀経』における「信受我語」の文について
—『梶山・丹治訳』II、114頁—)

(2) 『道行』卷第六・「阿惟越致品」

設是菩薩、心不動転者、…終不信他人語⁽⁵⁴⁾。

(もしこの菩薩、心動転せざれば、…ついに他人の語を信ぜず。)

(2) 『大明度』卷第四・「不退転品」

設令不動転、…不信邪言⁽⁵⁵⁾。

(もし動転せざらしめば、…邪言を信ぜず。)

(2) 『小品』卷第六・「阿惟越致品」

須菩提*、是菩薩、若聞是語**、心不動恚、…不隨他語⁽⁵⁶⁾。

* 宋、元、明、宮本によって、提+(是菩薩若)とする。

**宋、元、明、宮本によって、事を語とする。

(須菩提、この菩薩、もしこの語を聞きて、心動恚せざれば、…他の語に隨わず。)

(2) 『大般若』卷第五百四十九・第四分「不退相品」

若菩薩摩訶薩、聞如是説、其心不動、亦不驚疑、…不信他語⁽⁵⁷⁾。

(もし菩薩摩訶薩、かくのごとき説を聞きて、その心動せず、また驚疑せざれば、…他の語を信ぜず。)

(2) 『仏母』卷第十六・「不退転菩薩相品」

若有菩薩、聞是説已、心不動転、…不隨他語⁽⁵⁸⁾。

(もし菩薩ありて、この説を聞きおわりて、心動転せざれば、…他の語に隨わず。)

これら(2)においても、(1)と同じように、梵文の ‘[bodhisattvo mahā-sattvo] … na parasya śraddhayā gacchati’ は『梶山・丹治訳』では、「[菩薩大士は] …他人を信じていきはしない」とあるが、『道行』では「終不信他人語」、『大明度』では「不信邪言」、『小品』では「不隨他語」、『大般若』では「不信他語」、『仏母』では「不隨他語」とあって、「語」または「言」という言葉が付いている。これら(2)の文に続いて、梵文には ‘na parasya śraddhayā gacchati’ を含む、次のような箇所がある。

(3) 梵文・第17章・「不退転の（菩薩の）形状とするしと証拠」

tat-yathā 'pi nāma Subhūte 'rhan bhiksuh kṣīṇ'āsravo na paraya
śraddhayā gacchati… |⁽⁵⁹⁾

（というのは、スブーティよ、煩惱の尽きた、供養さるべき比丘というものは、…、他人を信じていったりはしないものである。

—『梶山・丹治訳』II、114頁—

(3) 『道行』卷第六・「阿惟越致品」

譬若比丘得阿羅漢不復隨他人語⁽⁶⁰⁾。

（たとえば比丘にして阿羅漢を得ればまた他人の語に隨わざるがごとし。）

(3) 『大明度』卷第四・「不退転品」

譬如比丘得應儀不受邪言⁽⁶¹⁾。

（たとえば比丘にして應儀を得れば邪言を受けざるがごとし。）

一七一 (3) 『小品』卷第六・「阿惟越致品」

如漏盡阿羅漢⁽⁶²⁾。

（漏尽の阿羅漢の如し。）

『阿弥陀経』における「信受我語」の文について

(3) 『大般若』卷第五百四十九・第四分「不退相品」

如阿羅漢…不信他語⁽⁶³⁾。

(阿羅漢…他語を信ぜざるがごとし。)

(3) 『仏母』卷第十六・「不退転菩薩相品」

譬如漏尽阿羅漢…不隨他語⁽⁶⁴⁾。

(たとえば漏尽の阿羅漢…他語に随わざるがごとし。)

これら(3)においても、(1)と(2)と同じように、梵文の '[arhan bhikṣuh kṣiṇāśravo] na parasya śraddhayā gacchati.' は『梶山・丹治訳』には「[煩惱の尽きた、供養るべき比丘というものは] …他人を信じていったりはしないものである」とあるが、『道行』では「不復隨他人語」、『大明度』では「不受邪言」、『大般若』では「不信他語」、『仏母』では「不隨他語」とあって、「語」または「言」という言葉が付いている。それは最古訳の『道行』から新訳の『大般若』や『仏母』にいたるまで一貫している。とすれば、梵文『阿弥陀経』において 'śraddadhādhvam patti�athāvakalpayatha mama ca teśam ca buddhānām bhagavatām.' とあるところを『藤田訳』では「[そなたたちは] わたくしとかれら仏・世尊たちとを信ぜよ、信受せよ、信頼せよ」とあるのに対して、『阿弥陀経』には「汝等皆当信受我語及諸仏所說」とあり、『称讚淨土經』には「汝等有情、一切皆應信受領解我及十方仏・世尊語」とあって、「語」または「所說」という言葉が加わっているのは、鳩摩羅什や玄奘の訳文だけに認められる、特別なことではなく、漢訳經典に一貫しているものであることが分かる。

ト語訳では「その生まれつき盲目の人はこれらの人々を (teṣāṁ puruṣānāṁ) 信用せず」とあっても、この文の直前の文の意味、または文脈から見ると、「これらの人々の [所説を] 信用せず」と「所説を」という語を補って訳した方がよいこと、また、実際にギルギット写本には「これらの人々の所説を (teṣāṁ puruṣānāṁ bhāṣitam)」とあることから、梵文『阿弥陀経』においても、「[そなたちは] わたくしとかれら仏・世尊たちとを信ぜよ、信受せよ、信頼せよ」とある文は、鳩摩羅什が「汝等皆当信受我語及諸仏所説」と訳しているように、また玄奘が「汝等有情、一切皆應信受領解我及十方仏・世尊語」と訳しているように、唐突に「わたくしとかれら仏・世尊たちとを信ぜよ、信受せよ、信頼せよ」と訳すよりも、この文の直前にある六方段までの所説を受けて、「わたくしとかれら仏・世尊たちの [所説を] 信ぜよ、信受せよ、信頼せよ」と訳すほうがよいように思うと述べたが、最後に梵文『ディヴィヤーヴァダーナ』・第1章・「コーティーカルナ」において、「śraddhayā √gam' (信する) という語がどのように用いられているかを、その漢訳の箇所と対照することによって、見ておきたい。

Śronah Koṭikarnah samlakshayati | sarvo 'yam lokah suvarṇasya
śraddadhadhāti na tu kaścin mama śraddhayā gacchatīti | tena
vaipushpitam | ...⁽⁶⁵⁾

(シュローナ=コーティーカルナは、

「この世の人々は黄金を信ずるけれども、だれもわたしを信用しない (na tu kaścin mama śraddhayā gacchati)」。

と考え、おかしくなって笑った。…

—岩本裕訳「シュローナ=コーティーカルナの出家」(岩本裕『仏伝文学・佛教説話』佛教聖典選 第二巻、210 頁—)

この和訳では、「だれもわたしを信用しない」とあるが、漢訳では次のようにになっている。

『阿弥陀経』における「信受我語」の文について

義淨訳『根本說一切有部毘奈耶皮革事』卷上（695－711年訳出⁽⁶⁶⁾）

時長者子笑曰、人皆信金、不信我語。因笑露齒、…⁽⁶⁷⁾

（時に長者子笑っていわく、「人みな金を信するも、わが語を信ぜず」と。
よって笑うに歯をあらわす。）

とある。

以上見てきたように、梵語の辞典において *śrad-√ dhā* や *śraddhayā√ gam*などの語は、「人を（G.）信する」という意で記述されているが、これらの語に該当する漢訳仏典の箇所では、若干の例外を除いて、『阿弥陀経』の「信受我語」の文と同じく、「仏や人の語または所説を信する」という意にあらわされ、「語」または「所説」という言葉が加えられている。

註

- (1) 『大正新脩大藏經』（以下『大正藏』という）12卷、346頁、中段－348頁、上段。
- (2) 『阿弥陀經』の訳出者と訳出年については、僧祐撰『出三藏記集』（以下『出三』という）卷二の「鳩摩羅什」の項に「無量寿經一卷或云阿弥陀經」（『大正藏』55卷、11頁、上段）とあり、費長房撰『歴代三宝紀』卷八の「鳩摩羅什」の項に「弘始四年（402）」（『大正藏』49卷、78頁、上段）とある。このことについて、藤田宏達『原始淨土思想の研究』（岩波書店、1970年、第1刷）108頁参照。
- (3) 『阿弥陀經』における「願生心の発起の勧め」については、拙論『『阿弥陀經』読解（上）』（『同朋大学論叢』第37号、1977年、1－14頁参照）。
- (4) 「流布本」には、「聞是諸仏所説名及経名者」（『大正藏』12卷、348頁脚註）とある。このことについて、藤田宏達、前掲書、215頁と220頁の註(6)参照。
- (5) 『大正藏』12卷、348頁、中段－351頁、中段。
- (6) 『称讚淨土經』の訳出者と訳出年については、智昇撰『開元釈教録』（以下『開元録』という）卷八の「玄奘」の項に「称讚淨土佛攝受經一卷」として「永徽元年（650）…訳」（『大正藏』55卷、555頁、下段）とある。
- (7) *The Smaller Sukhāvatīvyūha*, Emended text of F. Max Müller's edition by K. Fujita (以下 *Sm. Sukh.* という。藤田宏達『阿弥陀經講究』、真宗大谷派宗務所出版部、2001年、裏85頁、15－17行)。

- (8) *A Sanskrit-English Dictionary*, by Monier Monier-Williams, first edition 1899, p. 1095, s. v. ūrad-√ dhā.
- (9) 萩原雲來編・辻直四郎協力『漢訳対照 梵和大辞典』(増補改訂版、鈴木学術財團、1979年) 1352頁。śrad-DHā の項。
- (10) *Buddhist Hybrid Sanskrit Dictionary* (以下 BHSD. という), by Franklin Edgerton, Motilal Banarsi das, First Indian Edition 1970, p. 69, s. v. avakalpayati.
- (11) *The Samyutta-Nikāya*, Part II, ed. by M. Leon Feer, PTS., London, Repr. 1970, p. 84, ll. 20-21.
- (12) 水野弘元『パーリ語文法』(山喜房仏書林、1955年) 180頁。
- (13) 『正法華經』の訳出者と訳出年については、『出三』巻八所収の「出経後記」とある「正法華經記」に「太康七年（286）八月十日、燉煌月支菩薩沙門法護、手執胡經、口宣出正法華經二十七品、授優婆塞囑承遠・張仕明・張仲政、共筆受。竺德成…陣長玄等、共助歎喜、九月二日訖」(『大正藏』55卷、56頁、下段)とあり、『出三』巻二の「竺法護」の項に「正法華經十卷」とあり、その割註に「太康七年八月十日出」(『大正藏』55卷、7頁、中段)とある。
- (14) 『法華經』の訳出者と訳出年については、釈慧觀「法華宗要序」に「秦弘始八年（406）夏、…、更出斯經。与衆詳究。什自執胡經、口訳秦語(『大正藏』55卷、57頁、中段)、僧叡法師「法華經後序」に「是歲弘始八年」(『大正藏』55卷、57頁、下段)とあり、『出三』巻二の「鳩摩羅什」の項に「新法華經七卷」とあり、その割註に「弘始八年」(『大正藏』55卷、10頁、下段)とある。
- (15) *Saddharma-puṇḍarīka-sūtram* (以下 SaddhP. という)、Romanized and Revised Text of the Bibliotheca Buddhica Publication by Consulting A Skt. Ms. & Tibetan and Chinese Translation, by U. Wogihara and C. Tsuchida, Tokyo, 1994, Sankibo, p. 36, l. 21 (改訂『梵文法華經』)。
- (16) Dam paḥi chos pad ma dkar po shes bya ba theg pa chen poḥi mdo (2)、ed. by Zuiryū Nakamura (『法華文化研究』第3号、1977年、裏39頁、10行目、以下チベット語訳・N.本という)。
- (17) 『大正藏』9卷、69頁、中段。
- (18) 同上、7頁、上段。
- (19) SaddhP. p. 40, l. 20.
- 一
六
七
(20) 上掲、チベット語訳・N.本 (2)、裏44頁、3行目。
- (21) 『大正藏』9卷、70頁、上段。
- (22) 『大正藏』9卷、7頁、下段。
- (23) *Sukhāvatī-vyūha, Description of Sukhāvatī the Land of Bliss*, ed. by F. Max

『阿弥陀経』における「信受我語」の文について

Müller and Bunyiu Nanjio, *Anecdota Oxoniensia, Aryan Series, Vol. I -Part II*, Oxford, 1883, p. 99, *l. 6.*

(24) 藤田宏達『阿弥陀経講究』(真宗大谷派宗務所出版部、2001年) 272頁、下段—273頁、上段参照。

(25) *SaddhP.* p. 75, *ll. 6-7.*

(26) チベット語訳・N.本(3)、(『法華文化研究』第4号、1978年、裏80頁、4-5行目)。

(27) 『大正藏』9卷、76頁、上段。

(28) 同上、13頁、中段。

(29) 藤田宏達『原始浄土思想の研究』589頁。

(30) *BHSD.*, p. 56, s. v. *abhiśraddadadhāti*, °*dadhati*.

(31) 中村瑞隆訳『現代語訳 法華経』上(春秋社、1995年、以下『中村訳』上という) 253頁、後注(33)。

(32) *Saddharma-puṇḍrikasūtra*, Central Asian Manuscripts Romanized Text, ed, by Hirofumi Toda, Tokushima, Kyoiku Shuppan Center, 1981, p. 44, *l. 22.*

(33) *SaddhP.*, p. 124, *ll. 8-9.*

(34) チベット語訳・N.本(4)、(『法華文化研究』第5・6号、1979/1980、裏133頁、6-7行目)。

(35) 『大正藏』9卷、85頁、中段。

(36) 『添品妙法蓮華経』の訳出者と訳出年については、「添品妙法蓮華経序」に「大隋仁寿元年(601)、…遂共三藏崛多・笈多二法師、於大興善寺、重勘天竺多羅葉本」(『大正藏』9卷、134頁、下段)とあり、『開元録』卷七の「闍那崛多」の項にも、「仁寿元年、…崛多・笈多二法師重勘梵本」(『大正藏』55卷、548頁、中段)とあるが、道宣撰『大唐内典録』(以下『内典録』という)第六には、「隋仁寿二年(602)笈多於大興善寺訳」(『大正藏』55卷、286頁、下段)とある。

(37) 『大正藏』9卷、153頁、中段。

(38) 『中村訳』上、130頁。

(39) *Saddharma-puṇḍarīka*, Manuscripts found in Gilgit, ed. by Shoko Watanabe, Part Two, Romanized Text, Tokyo, The Reiyukai, 1975, p. 62, *ll. 9-10.*

(40) *A Sanskrit-English Dictionary*, by Monier Monier-Williams, p. 1095, s. v. *Śraddhā*.

(41) 『梵和大辞典』1352頁、śraddhāの項。

(42) *Abhisamayālaṃkār' ālokā Prajñāpāramitāvyākhyā, the Work of Haribhadra* (以下 *AṣṭaP.W.* という), ed. by U. Wogihara, Tokyo, Sankibo Buddhist Book Store, 1932, 1973, p. 610, *ll. 14-17*, *Aṣṭasāhasrikā Prajñāpāramitā*, with Haribhadra's Commentary Called Āloka (以下 *AṣṭaP. V.* という), ed by P.

- L. Vaidya, Buddhist Sanskrit Text-No. 4, Darbhanga, 1960, p. 150, ll. 24-26.
- (43) 『道行般若經』の訳出者と訳出年については、未詳作者「道行經後記」(『出三』卷七所収)に「光和二年(179)…。時伝言訳者(者訳とあるのを、元本と明本によつて訳者とする)月支菩薩支讖」(『大正藏』55卷、47頁、下段)とある。また、『出三』卷二の「支讖」の項に「般若道行品經十卷」とあり、割註に「光和二年…出」(『大正藏』55卷、6頁、中段)とある。
- (44) 『大正藏』8卷、452頁、下段-453頁、上段。
- (45) 『大明度經』の訳出者と訳出年については、『出三』卷二の「支讖」の項に「明度經四卷」とあり、「支讖以吳主孫權黃武初(222)至、孫亮建興中(253)所訳出」(『大正藏』55卷、7頁、上段)とある。
- (46) 『大正藏』8卷、493頁、下段。
- (47) 『小品般若波羅蜜經』の訳出者と訳出年については、『出三』卷二の「鳩摩羅什」の項に「弘始十年(408)」(『大正藏』55卷、10頁、下段)とある。釈僧叡作「小品經序」(『大正藏』55卷、55頁、上段)も同じ。
- (48) 『大正藏』8卷、562頁、上段。
- (49) 『大般若波羅蜜多經』の訳出者と訳出年については、『内典錄』卷五の「玄奘」の項には「顯慶四年(659)」(『大正藏』55卷、282頁、中段)とあり、『開元錄』卷八の「玄奘」の項には「至竜朔三年(663)…畢」(『大正藏』55卷、555頁、中段)とある。
- (50) 『大正藏』7卷、822頁、中段。
- (51) 『仏母出生三法藏般若波羅蜜多經』の訳出者と訳出年については、『大中祥符法宝錄』卷十二に「起咸平六(1003)春、終景德元(1004)冬」(『宋藏遺珍』六、新文豊出版公司、中華民国六十七年、3893頁、上段)とある。
- (52) 『大正藏』8卷、637頁、中段。
- (53) *AṣṭaP. W.*, p. 675, ll. 4-8, *AṣṭaP. V.*, p. 164, ll. 1-4.
- (54) 『大正藏』8卷、455頁、上段。
- (55) 同上、495頁、上段。
- (56) 同上、564頁、下段。
- (57) 『大正藏』7卷、826頁、下段。
- (58) 『大正藏』8卷、642頁、上段。
- (59) *AṣṭaP. W.*, p. 675, ll. 13-14, *AṣṭaP. V.*, p. 164, l. 4.
- 一
六
五
(60) 『大正藏』8卷、455頁、上段。
- (61) 同上、495頁、上段。
- (62) 同上、564頁、下段。
- (63) 『大正藏』7卷、827頁、上段。

『阿弥陀経』における「信受我語」の文について

- ⑥④ 『大正藏』8卷、642頁、上段。
- ⑥⑤ *The Divyāvadāna, a Collection of Early Buddhist Legends*, by Edward Byles Cowell and Robert Alexander Neil, First Published, Cambridge, 1886, p. 17, ll. 4-6.
- ⑥⑥ 『根本說一切有部毘奈耶皮革事』については、『貞元新定釈教目録』卷十三の「義淨」の項に「右此上從藥事下七部共五十卷、並從大周証聖元年（695年）至大唐景雲二年（711年）…」（『大正藏』55卷、869頁、上段）とある中の「七部」の一つとして挙げられているので、695-711年の間の訳出とする。
- ⑥⑦ 『大正藏』23卷、1051頁、下段。